

～鹿屋市観光業経営継続支援金～

市内の観光事業者等を支援します

市内の宿泊事業者、旅行業者、貸切バス・タクシー・運転代行業者を対象に、支援金を交付し、事業の継続や新たな生活様式を踏まえた対策を支援します。

助成内容

- ※助成対象者の基準
- ①令和2年3月31日以前に事業を開始している方
 - ②市内に事業所等を有し、申請日時時点で営業を行っている方

助成対象者	助成額
市内のホテル、旅館等（※1）	収容人員に5千円を乗じた額と部屋数に応じた規定額を比較して高い方の額（10万円～上限200万円）
市内の旅行業者	1事業者あたり20万円
市内の貸切バス事業者	保有台数に10万円を乗じた額（上限200万円）
市内のタクシー事業者（※2）	保有台数に3万円を乗じた額（上限200万円）
市内の運転代行業者	保有台数に2万円を乗じた額（上限200万円）

（※1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号から第6号までのいずれにも該当しないこと。（ラブホテルは対象外）

（※2）福祉輸送事業限定を除く

申請期間

令和2年9月4日（金）～令和2年12月28日（月）

申請方法

次の必要書類を添えて窓口へ持参、又は郵送で提出してください。

- ①交付申請書兼請求書（第1号様式）
- ②誓約書（第2号様式）
- ③振込先口座の写し
- ④下表の事業区分ごとの添付書類

事業区分	事業者ごとの申請書類の添付書類
宿泊事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可書の写し、または、住宅宿泊事業法の届出の写し ・収容人員や客室数等が確認できる資料
旅行業者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行業法の登録者証の写し
貸切バス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・一般貸切旅客自動車運送事業者の許可書の写し ・市内事業所の車両に係る営業車両車検証の写し
タクシー事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・一般乗用旅客自動車運送事業者の許可書の写し ・市内事業所の車両に係る営業車両車検証の写し
運転代行業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく認定証の写し ・代行自動車保険証書の写し

【問合せ・申請先】

〒893-8501 鹿屋市共栄町20-1

鹿屋市ふるさとPR課

TEL：0994-31-1121 FAX：0994-40-8688

Mail：furusato-pr@city.kanoya.lg.jp



申請書等は、鹿屋市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kanoya.lg.jp>